

自ら評価の評価手法案に関する論点メモ（食肉及び内臓）

1. 基本的な考え方

（1）評価の前提について

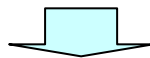
（対応案）

回答書に記載されている各国の措置に加えて、現在行われているリスク管理措置（通知で輸入者に対する SRM 輸入自粛を指導、また、一部の国については家畜衛生条件で SRM を含まない肉及び内臓と規定）を考慮して評価を行う

（2）「食肉及び内臓」の評価項目及びまとめ方

（たたき台）

「と畜処理の各プロセス」と「食肉等のリスク」に分けて各項目のリスクを判定した後に、食肉処理工程等における全体的なリスク低減効果を「高い」、「中程度」、「低い」、「非常に低い」、「無視できる」の5段階で評価する。



（変更案）

まず、「SRM 除去」について判定を行い、その他の項目（「と畜場での検査」及び「スタンニング、ピッシング」）と組み合わせて食肉処理工程におけるリスク低減措置の有効性について、リスク低減効果が「非常に大きい」、「大きい」、「中程度」、「低い」、「ほとんどなし」の5段階で評価する。また、機械的回収肉（MRM）を実施している国については、関連情報を収集し、別途考慮する。

2. 各項目の考え方

（1）「SRM 除去」

（対応案）

SRM 除去に係る措置の実施状況等（交差汚染防止対策及び実効性を担保する措置の有無）を考慮して判定を行う。また、SRM 除去の範囲については、今回の評価対象国が BSE 未発生国であることから、OIE の管理されたリスク国の SRM の定義を基本とし、大きく異なる場合は、個別に判断する。

(2) 「と畜場での検査」及び「スタンニング・ピッシング」

(対応案)

と畜場での検査（と畜前検査及びと畜場での BSE 検査の実施）、圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング及びピッシングの実施の有無を考慮して判定を行う。

(3) 「機械的回収肉（MRM）」

(対応案)

MRMを実施している国については、評価結果のまとめを行う際に別途考慮する。